

## 男鹿市告示第107号

男鹿市妊婦向けRSウイルスワクチン接種費用助成事業実施要綱を次のように定める。

令和7年8月1日

男鹿市長 菅原 広二

### 男鹿市妊婦向けRSウイルスワクチン接種費用助成事業実施要綱 (趣旨)

第1条 この告示は、市が実施するRSウイルスワクチン接種（以下「本予防接種」という。）に要する費用の助成に関し、男鹿市補助金等交付規則（平成17年男鹿市規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (対象者)

第2条 対象者は、本予防接種を接種した、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和6年6月1日以降に接種した妊婦である者
- (2) 接種日において、当市に住所を有する者
- (3) 接種日において、妊娠24週から36週の妊婦である者

#### (助成額)

第3条 助成額は、接種費用のうち15,000円を上限とする。

#### (助成回数)

第4条 助成回数は、1回の妊娠につき1回とする。

#### (助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」とする。）は、原則被接種者本人とする。ただし、市長が認める場合にはその限りではない。

2 申請者は、男鹿市妊婦向けRSウイルスワクチン接種費用助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に定める書類を添えて、接種日の属する年度の末日までに市長に申請するものとする。

- (1) 接種記録が確認できる書類の写し
- (2) 接種費用の支払いを証明する書類の原本
- (3) 振込希望先の金融機関口座情報が分かるもの
- (4) その他、市長が必要と認める書類

（助成金の交付又は不交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、助成金の交付又は不交付の決定をし、男鹿市妊婦向けRSウイルスワクチン接種費用助成金交付決定通知書（様式第2号）又は男鹿市妊婦向けRSウイルスワクチン接種費用助成金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知する。

（助成金の交付方法）

第7条 助成金は、申請者本人の口座振込による交付とする。

（助成金の返還）

第8条 市長は、申請者が虚偽又は不正な申請により助成金を受けたときは、助成金の全額又は一部を返還させることができる。

（補則）

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和6年6月1日から令和7年3月31日までに接種した者については、令和7年10月末までに申請することで、交付の対象とする。